

議第68号

三島市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
の一部を改正する条例案

三島市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年
三島市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を
「同条第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成23年11月29日提出

三島市長 豊岡 武士